

## 【UF エントリーシステム 出走権譲渡規約】

1. 第三者に出走権を譲渡する場合は、本規約に同意いただく必要があります。
2. 本規約に同意いただき譲渡申請をされた場合、いかなる場合も申請を取り下げることができません。
3. 譲渡申請後、エントリー期間内に出走資格に適合する譲受希望者が現れ、エントリーが完了した場合は譲渡が成立します。出走資格の有無に関して生じた損害や不利益に関しては、当社は一切の責任を負いません。  
※譲渡先を指定して申請される場合は、譲受者となられる方が参加資格を満たされていることを確認の上、ご申請されることをおすすめいたします。
4. 譲渡申請者が複数人いる場合、出走権は申請された順番に譲受希望者へ譲渡されます。
5. 譲渡申請後、エントリー期間内に出走資格に適合する譲受希望者が現れなかった場合は譲渡が成立しないことがあります。譲渡申請は、エントリーのキャンセルとは異なりますので、不成立の場合は出走権の移行は行われず申請者の出走権が有効となります。
6. 譲渡先を指定して申請する場合、譲受者は申請確認通知を受け取ってから翌3日以内をエントリー期限とさせていただきます。期限内に手続きいただいていない場合は、不成立となり指定先が解除され、譲渡枠が一般開放されます。
7. 出走権の譲渡成立後、譲渡申請者の出走権は無効となります。無効となった場合、譲渡申請者は、出走権が譲渡された大会に参加することはできません。ただし、再度対象の大会の譲渡枠にエントリーした場合は、出走権を得ることができます。
8. 出走権譲渡が成立した場合、譲渡申請者の決済金額の内、参加料から譲渡手数料を差し引いた金額相当のポイント（UF ポイント）を、該当大会開催日の翌日に還元します。
9. エントリー時の利用手数料はポイント還元の対象となりません。その他の費用についてはポイントとして還元させていただきます。